

○浦添市情報公開条例施行規則

平成12年 3 月31日

規則第19号

改正 平成15年 3 月31日規則第 9 号

平成17年 3 月29日規則第11号

平成18年 3 月31日規則第 9 号

平成19年 3 月26日規則第10号

平成25年 3 月27日規則第14号

平成27年 3 月31日規則第20号

平成28年 3 月31日規則第34号

平成30年 1 月 9 日規則第 1 号

令和元年 6 月26日規則第 4 号

注 平成27年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦添市情報公開条例（平成11年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公文書公開請求書)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の書面は、公文書公開請求書（様式第 1 号）とする。

(公文書公開決定通知書等)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 9 条第 1 項の規定により公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき
公文書公開決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 条例第 9 条第 1 項の規定により公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき
公文書一部公開決定通知書（様式第 3 号）
- (3) 条例第 9 条第 2 項の規定により公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき
公文書非公開決定通知書（様式第 4 号）
- (4) 条例第 9 条第 2 項の規定により公文書を保有していないことにより請求を拒否する旨の決定をしたとき
公文書不存在による請求拒否決定通知書（様式第 5 号）
- (5) 条例第 8 条の 2 の規定により公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否す

る旨の決定をしたとき 公文書存否応答拒否決定通知書（様式第5号の2）

2 条例第10条第2項の書面は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第6号）とする。

3 条例第11条の書面は、公文書公開決定期間特例延長通知書（様式第7号）とする。

（平28規則34・平30規則1・一部改正）

（第三者情報に係る意見聴取等）

第5条 条例第12条第1項に規定する通知は、口頭又は第三者情報が記録されている公文書の公開請求に関する通知書（様式第8号）により行う。

2 条例第12条第1項に規定する意見聴取は、第三者情報が記録されている公文書の公開請求に関する意見書（様式第9号）により行う。

3 条例第12条第2項の書面は、第三者情報が記録されている公文書の公益理由による公開通知書（様式第10号）とする。

4 条例第12条第2項に規定する意見聴取は、第三者情報が記録されている公文書の公益理由による公開に関する意見書（様式第11号）とする。

5 条例第12条第3項の書面は、反対意見書の提出を受けた公文書の公開通知書（様式第12号）とする。

（公文書の公開の実施等）

第6条 条例第13条第2項の文書又は図画及び条例第20条の4第1項の意見書又は資料の閲覧又は写しの交付は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧する者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 市長は、前項の規定に反するおそれがある者に対し、公文書の閲覧を禁止し、又は中止させることができる。

4 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの部数は、公開の請求があった公文書1件につき1部とする。

5 条例第13条第2項及び第20条の4第1項に規定する規則で定める方法は、別表第1のとおりとする。

（平28規則34・一部改正）

（費用の納入）

第7条 条例第15条第2項に規定する公文書の写し並びに条例第20条の4第4項の意見書又は資料の写しの作成及び送付に要する費用は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認める

ときは、この限りでない。

(平28規則34・一部改正)

(審査会への諮問の方法)

第8条 条例第17条第1項の規定による審査会への諮問は、次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 公文書公開請求書の写し
- (3) 公文書非公開決定通知書、公文書一部公開決定通知書、公文書不存在による請求拒否決定通知書又は公文書存否応答拒否決定通知書の写し
- (4) その他審査の参考となる資料

(平28規則34・平30規則1・一部改正)

(諮問の通知)

第9条 条例第17条第2項に規定する通知は、公文書公開審査請求に係る諮問をした旨の通知書(様式第13号)により行う。

(平28規則34・平30規則1・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第10条 条例第18条において準用する条例第12条第3項の書面は、第三者からの審査請求を棄却する場合等における公文書の公開通知書(様式第14号)とする。

(平28規則34・一部改正)

(情報公表の方法)

第11条 条例第25条第2項の公表の方法は、市政情報センターにおける備付けその他の方法による。

(規則で定める出資法人)

第12条 条例第26条第1項の出資法人は、市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの全額を出資している法人とする。

(公文書目録等)

第13条 課(課相当の組織を含む。)の長は、条例第25条の規定により作成した次に掲げる公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料(以下「公文書目録等」という。)を備え置き、その1部を総務課に送付するものとする。

- (1) ファイル管理表
- (2) その他市長が別に定める公文書目録等

2 前項の規定により送付をうけた公文書目録等は、総務課に備え置くものとする。

(平27規則20・平30規則1・一部改正)

(運用状況の公表)

第14条 条例第29条の規定による運用状況の公表は、市が発行する広報紙に掲載することにより、次の各号に掲げる事項について、5月末日までに行うものとする。

- (1) 市政情報の公開の請求の状況
- (2) 市政情報の公開決定、一部公開決定及び非公開決定の状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) その他実施機関が必要と認める事項

(平28規則34・一部改正)

(事務委任)

第15条 市長以外の実施機関は、次の各号に掲げる事務を市長に委任する。

- (1) 公開請求の受付に関すること。
- (2) 公開決定等に係る通知の送付に関すること。
- (3) 公文書の公開の実施に関すること。
- (4) 公文書の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
- (5) 公開決定等に対する審査請求の受付及び当該審査請求に対する裁決の通知の送付に関すること。

(平28規則34・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(浦添市情報公開及び個人情報保護制度審議会規則の廃止)

- 2 浦添市情報公開及び個人情報保護制度審議会規則（平成10年規則第27号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月31日規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第14号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第20号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第34号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 1 月 9 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月26日規則第 4 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 6 条関係）

公文書の種類		公開の実施の方法
1	文書又は図画（2 の項から 4 の項までのいずれかに該当するものを除く。）	閲覧
		写真撮影し印画紙に印画したものの閲覧
		複写機により複写したものの交付
		写真撮影し印画紙に印画したものの交付
2	マイクロフィルム	用紙に印刷したものの閲覧
		専用機器により映写したものの閲覧
		用紙に印刷したものの交付
3	写真フィルム	印画紙に印画したものの閲覧
		印画紙に印画したものの交付
4	スライド	専用機器により映写したものの閲覧
		印画紙に印画したものの交付
5	映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴
		ビデオカセットテープに複写したものの交付
6	録音テープ又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取
		録音カセットテープに複写したものの交付
7	ビデオテープ又は録画ディスク	専用機器により再生したものの視聴
		ビデオカセットテープに複写したものの交付
8	電磁的記録（5 の項から 7 の項までに該当するものを除く。）	用紙に出力したものの閲覧
		専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
		用紙に出力したものの交付
		フレキシブルディスクカートリッジ（3.5 インチFD(2HD)）に複写したものの交付

	光ディスク（CD—R）に複写したものの交付
	幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
	幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付

別表第2（第7条関係）

（令元規則4・一部改正）

区分		金額
写しの作成に要する費用の額	日本産業規格A列3版若しくは4版又はB列4版若しくは5版の用紙を用いた場合	白黒 1枚10円
		カラー 1枚50円
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用の額		実費相当額

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 カラーの複写は、対応機器が備わっている場合に適用する。

様式第1号(第3条関係)

公 文 書 公 開 請 求 書	
(実施機関)	年 月 日 殿 請求者 郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電話番号 [法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名]
条例第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。	
請求する公文書の内容	公文書を特定することができるように公文書の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。
請求の理由	
※任意記入です。	
公開の方法 (希望する方法の区分の前にある□にレ印を記入してください。)	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送希望) ☐ 視聴 ☐ 電子メールによるイメージ画像情報の送信 [電子メールアドレス :]

(注) 公開の方法で、電子メールによるイメージ画像情報の送信を選択したときは、電子メールアドレスを半角英数字で記入してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

		第 号 年 月 日
公 文 書 公 開 決 定 通 知 書		
殿		
(実施機関)		印
年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、 条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することを決定しましたので通知します。		
公開する公文書 の内容		
公開の 日 時 及 び 場 所	日 時	午前 年 月 日 時 午後 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当部課まで御連絡ください。
	場 所	
担 当 部 課	部（局） 課 電話番号 内線	

（注） 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

		第 号 年 月 日
公 文 書 一 部 公 開 決 定 通 知 書		
殿		
		（実施機関） 印
年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、 条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することを 決定しましたので通知します。		
請求のあった 公文書の内容		
公開の 日 時 及 び 場 所	日 時	午前 年 月 日 時 午後 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等 で担当課まで御連絡ください。
	場 所	
公開することが できない部分		
公 開 す る こ と が できない理由		条例第 7 条 号に該当 （理由）
担当部課		部（局） 課 電話番号 内線
教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に()に対 して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であ っても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浦添市を被告として 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが できなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを 知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁 決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年 を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)		

（注）公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第4号(第4条関係)

第 号 年 月 日 公文書非公開決定通知書 殿 (実施機関) 印 年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、条例第9条第2項の規定により、次のとおり非公開とすることを決定しましたので通知します。	
非公開とする公文書の内容	
公文書を非公開とする理由	条例第7条第 号に該当 (理由)
※時限性公開	年 月 日以後であれば、請求に係る公文書を公開することができます。ただし、同日以後新たに公文書の公開の請求が必要となります。
担当部課	部(局) 課 電話番号 内線
教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に()に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)	

(注)※印欄は、請求に係る公文書の非公開とする理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

様式第5号(第4条関係)

第 号 年 月 日 公文書不存在による請求拒否決定通知書 殿 (実施機関) 印 年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、請求のあった公文書が存在しないため、条例第9条第2項の規定により、請求を拒否することを決定しましたので通知します。	
請 求 の あ っ た 公 文 書 の 内 容	
公 文 書 の 不 存 在 の 状 況	☐ 実施機関で保有したことがない。 ☐ 保有していたが廃棄した。 廃棄年月日 年 月 日 ☐ その他 概要：
担 当 部 課	部(局) 電話番号 課 内線
教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に()に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)	

(注)□のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

公文書存否応答拒否決定通知書

殿

(実 施 機 関) 印

年 月 日付けで請求がありました公文書公開請求については、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することを決定しましたので、浦添市情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

請求に係る公文書の内容	
請求を拒否する理由	
担 当 部 課	部 (局) 課 電話番号 内線
教示 1 この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に () に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 。 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) 。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) 。	

様式第6号(第4条関係)

第 号 年 月 日 公文書公開決定期間延長通知書 殿 (実施機関) 印 年 月 日付で請求がありました公文書の公開については、条例第10条第1項に規定する期間内に公開の可否を決定することができませんので、同条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。	
請 求 の あ っ た 公 文 書 の 内 容	
条 例 第 1 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 部 課	部(局) 課 電話番号 内線

様式第7号(第4条関係)

第 号 年 月 日 公文書公開決定期間特例延長通知書 殿 (実施機関) 印 年 月 日付で請求がありました公文書の公開については、条例第10条第2項に規定する期間内にそのすべてについて公開の可否を決定することができませんので、条例第11条の規定により、次のとおり残りの公文書について決定期間を延長したので通知します。	
請 求 の あ っ た 公 文 書 の 内 容	
条 例 第 10 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 延 長 後 の 決 定 期 間 (30 日 以 内)	年 月 日から 年 月 日まで
残 り の 公 文 書 に つ い て の 延 長 後 の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
条 例 第 11 条 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	
担 当 部 課	部(局) 課 電話番号 内線

様式第8号(第5条関係)

第 号 年 月 日 第三者情報が記録されている公文書の 公開請求に関する通知書 殿 (実施機関) 印 条例第5条の規定に基づき、次の公文書について公開の請求がありましたので通知します。 当該公文書の公開決定等をするに当たって、条例第12条第1項の規定により、ご意見をお尋ねしたいので、別添の第三者情報が記録されている公文書の公開請求に関する意見書(様式第9号)の提出をお願いします。	
請 求 の あ っ た 年 月 日	年 月 日
公 開 請 求 さ れ て い る 公 文 書 の 内 容	
提 出 を お 願 い し た い 事 項	
提 出 期 限	年 月 日 ※この公文書の公開決定等は、 年 月 日までにしなければなりません。
担 当 部 課	部 (局) 課 電話番号 内線

様式第9号(第5条関係)

第三者情報が記録されている公文書の 公開請求に関する意見書 年 月 日 (実施機関) 殿 請求者 郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電話番号 〔 法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業者の所在地、 名称及び代表者の氏名 〕 年 月 日付で通知のあった件については、次のとおり意見書を提出し ます。	
意 見	
備 考	

様式第10号(第5条関係)

第 号 年 月 日 第三者情報が記録されている公文書の 公益理由による公開通知書 殿 (実施機関) 印 条例第5条の規定に基づき、次の公文書について公開の請求がありましたので通知します。 当該公文書の公益理由による公開決定に先立ち、条例第12条第2項の規定により、ご意見がありましたら、別添の第三者情報が記録されている公文書の公益理由による公開に関する意見書(様式第11号)の提出をお願いします。	
請 求 の あ っ た 年 月 日	年 月 日
公 開 請 求 さ れ て い る 公 文 書 の 内 容	
公 益 の 理 由	☐ 条例第7条第2号イに該当 ☐ 条例第7条第3号アに該当 条文の内容：人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
提 出 期 限	年 月 日 ※ この公文書の公開決定は、年 月 日までにします。
担 当 部 課	部(局) 課 電話番号 内線

(注)□のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

様式第11号(第5条関係)

第三者情報が記録されている公文書の 公益理由による公開に関する意見書 年 月 日 (実施機関) 殿 請求者 郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電話番号 〔 法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業者の所在地、 名称及び代表者の氏名 〕 年 月 日付で通知のあった件については、次のとおり意見書を提出します。	
意 見	
備 考	

様式第12号(第5条関係)

第 号 年 月 日 反対意見書の提出を受けた公文書の公開通知書 殿 (実施機関) 印 年 月 日付で公開に反対の意見がありました次の公文書については、 検討の結果、公開することに決定しましたので、条例第12条第3項の規定により、通知し ます。	
公開する公文書 の内容	
公 開 の 理 由	
公 開 年 月 日	年 月 日 (公開決定の日 年 月 日)
担 当 部 課	部(局) 課 電話番号 内線
備 考	

様式第 13 号(第 9 条関係)

第 号 年 月 日 公文書公開審査請求に係る諮問をした旨の通知書 殿 (実施機関) 印 年 月 日付けで申立てがありました公文書の公開の可否に関する処分 に対する審査請求については、次のとおり審査会に諮問しましたので、条例第17条の規 定により、通知します。	
請 求 の あ っ た 公 文 書 の 内 容	
処 分 の 内 容	
審 査 請 求 の 内 容	
諮 問 を し た 年 月 日	年 月 日
担 当 部 課	部(局) 課 電話番号 内線

様式第 14 号(第 10 条関係)

第 号 年 月 日 第三者からの審査請求を棄却する場合等における公文書の公開通知書 殿 (実施機関) 印 年 月 日付けで公開決定等に対する審査請求がありました次の公文書については、検討の結果、公開することに決定しましたので、条例第18条の規定により、通知します。	
公開する公文書 の内容	
公 開 の 理 由	
公 開 年 月 日	年 月 日 (公開決定の日 年 月 日)
担 当 部 課	部(局) 課 電話番号 内線
備 考	